

佐伯市視聴覚センター利用規則

1. 利用時間 開館時間内 9：30から18：00（休館日/毎週火曜）

2. 利用施設 ①視聴覚シアター

②多目的ホール

③AVホール

3. 利用料金 視聴覚センターが行う事業以外の目的に利用する場合、規定料金を納付

施設名	室名	料金		備考
佐伯市 視聴覚 センター	視聴覚シアター	施設使用料		①「佐伯市視聴覚センター条例」 第14条に基づき施設使用料を徴収 する ② 冷暖房機の利用料金は、左記利用 料金の50%に相当する額とする
		9：30～13：00	13：00～18：00	
		2200円	2970円	
	多目的ホール AVホール	電気代(1時間)		電気使用料として左記料金を負担し ていただく
		300円		

4. 注意事項

①申請目的外の使用は不可

②営利、営業目的の使用は不可

③使用後は原状回復

④飲食、音響については事前相談

⑤館内禁煙・酒気厳禁